

## 議 事 内 容

古 賀 専 務

ご案内しておりました時間となりましたので、第42回常設審議委員会を始めさせていただきます。

さて、本日は、審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、坂井会長にご挨拶をお願いします。

坂 井 会 長

第42回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

8月下旬の豪雨のあと、連日晴天が続き暑い日が続いています。

豪雨被害については、早速共済の方で、大町の油被害の対応を進められているとのこと。

私も武雄、江北、大町の会長さんに電話をいたしまして、各地でかなりの被害が出ているようです。

ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第4条2件、第5条・12件のほか、農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書の提出を議題としています。

どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

専 務 理 事

ありがとうございます。

審議に入ります前に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。

農業会議事務局

(前回の審議案件について、資料1により報告。)

専 務 理 事

それでは、審議に入りたいと思いますが、議長を坂井会長にお願いします。

議 長

それでは、ただ今から議事に入ります。

議事録署名者として、多久市・小園委員と玄海町・日高委員にお願いします、書記は農業会議事務局といたします。

議 長 それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。  
一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局  
から、説明をお願いします。

議 長 まず、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請  
地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない  
小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、  
周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ること  
から、許可相当と判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号4-2、〇〇〇〇申請の牛舎、堆肥舎、資材置場、休  
憩所、及び進入路用地への転用において、申請地は中山間地域等  
に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の  
低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地  
に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と  
判断しております。

議 長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号5-1、〇〇〇〇申請の資材置場の敷地拡張用地にお  
いて、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある  
農地で、その区域の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械  
による営農に適することから甲種農地と判断されますが、既存施  
設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面  
積の2分の1を超えないものに限る）であることから、許可相当  
と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用に

において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。  
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地はJRの駅から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から4件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材置場及び駐車場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材ヤード、駐車場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断。および、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の工事用道路、施工ヤード用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断。および、インターチェンジから概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議 長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-11、〇〇〇〇申請の〇〇事務所、農業用資材倉庫、集荷所、駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接

		<p>続して設置されるものであることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会		<p>〇〇農業委員会です。</p> <p>整理番号5-12、〇〇〇〇申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議	長	第4条関係2件、第5条関係12件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議	長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		申請地が2団地に分かれてありますが、1つの申請において2つの距離は何m以内だったら良いとか基準はありますか。
〇〇農業委員会		<p>基準はないですが、こういった案件は1つの申請にあげてよいと県には確認しております。</p> <p>また、これまで200mぐらい離れた場合で1つの申請にあげたことがあります。</p>
〇〇委員		今回は何m離れていますか。
〇〇農業委員会		100mも離れていないと思います。
議	長	他にありませんか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の牛舎用地等への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 牛舎は繁殖用ですか。

〇〇農業委員会 はい、そうです。

〇〇委員 近隣の同意は得られていますか。

〇〇農業委員会 得られています。

〇〇委員 頭数はいくらぐらいですか。

〇〇農業委員会 現在は30頭です。

議長他にありませんか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- ○ 委 員 整地費が6,000万円で建設費が0円ですが、事務所、倉庫の建設費はどうなっていますか。
- 〇〇農業委員会 敷地拡張ということで、事務所、倉庫は既存施設となっていますので、建設費はかかりません。
- ○ 委 員 はい。
- 議 長 他にありませんか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委 員 一 同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。



○ ○ 委 員	敷地内に公園がありますが、所有権は不動産屋とか住民の共有名義ですか。
〇〇農業委員会	確認してませんが、住民の共有名義になるかと思います。
○ ○ 委 員	ありがとうございます。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
○ ○ 委 員	既存の新産業集積エリアの入居状況はどのような状況ですか。
〇〇企業立地課	6つの工業団地すべて完売となっております。
○ ○ 委 員	ありがとうございます。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申

	請の工事用道路用地等への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	期間の延長ということですが、資金計画は今回かかる新たな費用ですか。
〇〇農業委員会	整地費は復元費、建設費は撤去費として上げられています。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路用地等への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事用道路用地等への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の〇〇事務所用地等への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	統廃合4支所の内訳を教えてください。
〇〇農業委員会	〇〇支所、〇〇支所、〇〇支所、〇〇支所です。
〇 〇 委 員	ありがとうございます。
議 長	他にありませんか。
〇 〇 委 員	集荷所というのは計画図のどこにあたりますか。
〇〇農業委員会	肥料野積み保管場所が集荷所と兼ねています。構造物はありません。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請

	の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	設置面積を補うというのは、補強するための面積ですか。
〇〇農業委員会	安息角を設置する面積が、前回申請分では収まらず、下の方にパネルを延ばす計画となったため、それを補うための面積です。
〇 〇 委 員	分かりました。
議 長	他にありませんか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた第4条関係2件、第5条関係12件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。 「農地利用最適化の取り組みを強化するための意見書」の提出について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議 長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見交換)

議 長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局	(その他の項目について、資料3～4により説明。)
専 務 理 事	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。 なお、次回は、10月15日となっておりますので、御予定を お願いします。お疲れ様でした。

---

15時00分